



お出掛けください

11月12日(土)・13日(日)

あげお産業祭



あげお祭り・あげお工業フェア・あげおアグリフェスタ

⇒市観光協会 (TEL775-5917・FAX775-5024)
商工課 (TEL777-4441・FAX775-5024)
農政課 (TEL775-7384・FAX775-9872)

名産品や農産物の即売(農産物共進会は12日だけ)、工業製品の展示・実演、模擬店、キャラクターショー(それいけ!アンパンマン<12日>、ウルトラ三大ヒーローショー<13日>)、フリーマーケットなど楽しい催しが盛りだくさんです。今回は「キラリ☆あげおご当地グルメ祭り」(3ページ参照)を市民体育館テニスコートで同時開催します。

- ▶とき 11月12日(土)・13日(日)午前10時～午後3時30分
- ▶ところ 市民体育館、ゆりが丘公園(市民体育館西側)

会場案内図



©やなせたかし/フレーベル館・TMS・NTV



©円谷プロ

※会場には駐車場がありませんので、UDトラックス駐車場または大谷中臨時駐車場を利用してください。雨天または天候悪化が予測される場合には、大谷中臨時駐車場は使用できません。

無料シャトルバス

- ①会場⇄UDトラックス駐車場
- ②会場⇄JR上尾駅西口(埼玉りそな銀行上尾西口支店前)

今年のあげお産業祭





11月以降も 日曜日の閉庁を継続します

⇒庶務課(☎775-4963・FAX775-9819)
自治振興課(☎775-4539・FAX775-9819)

15%以上の削減を目標に節電対策も継続

市役所本庁舎と上尾駅・尾山台出張所は、夏期以降の電力使用量削減のため、7月から日曜日を閉庁してきましたが、11月以降も全庁的な節電に取り組んでいく必要があることから、日曜日の閉庁を継続します。

市では、市役所本庁舎で電力使用量の20%削減を目標とし、7～10月に夏季の節電対策を実施してきました。国は9月9日を最後に、東京電力管内に所在する大口需要家に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了することを発表しました。しかし冬期も暖房などにより電力使用量が増えることや、引き続き省エネルギーを推進する必要があることから、11月以降も15%以上の削減を市の目標として、一部を除き節電対策を継続します。

キラリ☆あげお ご当地 グルメ祭りを開催



⇒商工課(☎777-4441・FAX775-5024)
上尾商工会議所(☎773-3111・FAX775-9090)

上尾産の食材を使用した創作料理が集まり、来場者の人気投票で優勝を決定するご当地グルメ祭りが「あげお産業祭」と同時開催されます。※この事業は、宝くじの助成金を活用して実施します。

▶とき 11月12日(土)午前10時30分～午後2時30分 ※各店舗500食限定で、売り切れ次第終了します。

▶ところ 市民体育館テニスコート

▶内容 参加11店舗によるご当地グルメ決定戦。来場者の人気投票で上位順位を決定、投票結果は午後3時にあげお産業祭メインステージで発表

支援金付きアッピー商品券を販売します

⇒上尾商工会議所(☎773-3111・FAX775-9090)

東日本大震災による消費の低迷を受け、市民の皆さんの生活支援と消費を促進するとともに、販売額の一部を支援金として、岩手県陸前高田市と福島県本宮市に送ります。発行は上尾商工会議所で、プレミアム分と発行経費は市が補助します。

▶発行総額 3億3千万円

▶商品券 1冊1万100円(うち100円は支援金)

※額面千円券の11枚つづりで、1割に当たる千円がプレミアム(割増分)です。8枚が全ての加盟店で利用できる共通券、3枚が大型店以外の店舗だけで利用できる専用券です。

▶購入限度額 1人10万1千円(複数回購入可)

▶発売日 11月26日(土)午前10時～ ※完売次第、終了します。

▶販売場所 平方・原市・大石・上平・大谷の各

支所、丸広百貨店上尾店、ショーサンプラザ ※完売しなかった場合は、11月27日(日)は丸広百貨店上尾店とショーサンプラザで、28日(月)以降は上尾商工会議所で販売します。

▶商品券が使える店 市内に事業所があり、加盟店ポスターを掲示している店舗

▶有効期間 11月26日(土)～平成24年2月5日(日)
※有効期間を過ぎると使用できません。

▶商品券が使えない商品 各種商品券、ビール券、図書券などの換金性の高い物、切手、印紙、税金、公共料金など国・地方公共団体などへの支払い

●事業者の皆さんへ

市内に事業所があり、この商品券事業の加盟店登録を希望する事業者は、上尾商工会議所へお問い合わせください。



11月20日(日)開催

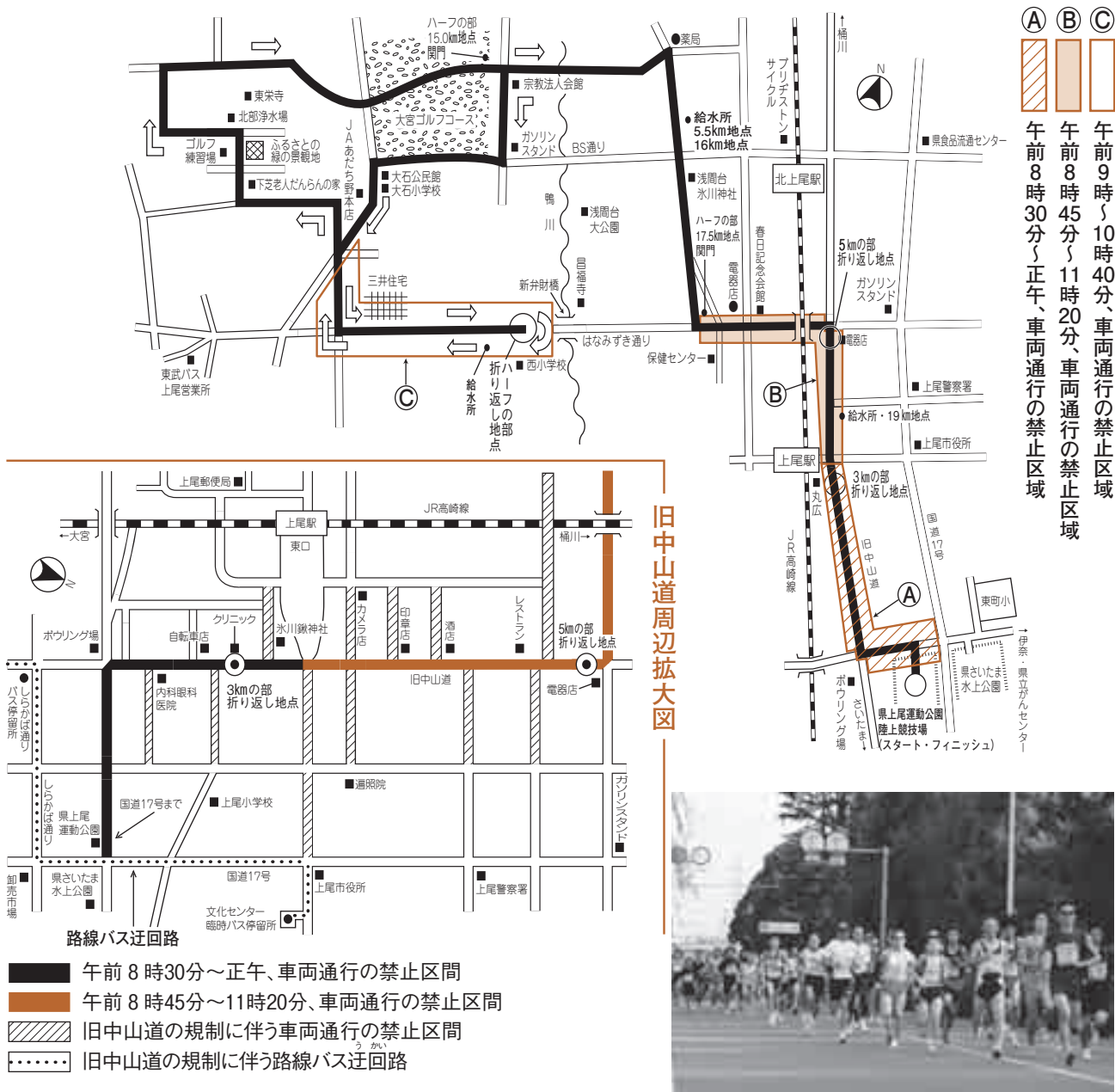
第24回 2011上尾シティマラソン

交通規制にご協力を

⇒上尾シティマラソン実行委員会事務局
(スポーツ振興センター内、TEL781-8112・FAX781-8113)

第24回2011上尾シティマラソンを、11月20日(日)に開催します。マラソンコースになる道路は、ランナーの通過する時間帯が交通規制になります。特に下図に示した道路は大幅な交通規制が行われます。車やバスなどでお出掛けの際は注意してください。

また市民の皆さんやランナーの安全と事故防止のため、現場の警察官や大会競技役員の誘導にご協力いただき、コース内の駐車もご遠慮ください。当日は、コース周辺道路が大変混雑してご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。



昨年の上尾シティマラソン

【おわびと訂正】『広報あげお』10月号11ページの本文「⑥部門別職員数の状況」と「⑦定員適正化計画の数値目標と進捗状況」の記事中、それぞれ2ページとあるのは10ページの誤りでした。おわびして訂正します。



市長 キラリ通心



健やかな成長を願って

市長 島村 穰

市民の皆さん、こんにちは。市長の島村です。
美しい紅葉の季節を迎え、秋も深まってきましたが、いかがお過ごしでしょうか。

先日、秋の恒例行事である市内保育所の運動会に伺いました。子どもたちのはじけるような笑顔、用具の準備や周辺警備など全面的に協力してくれる保護者の皆さん、そして保育士が一体となった手作りの素晴らしい運動会でした。駆けっこやお遊戯では、保護者の皆さんが温かい表情で子どもたちを見守り、親子競技では共にすがすがしい汗を流していました。

親の愛は海より深く、自らの^{からだ}身体を賭しても子を守ります。東日本大震災当日、保育所に預けたわが子のために都内から必死に歩いて、午前0時を過ぎて迎えに来てくれた保護者もいました。親が子を、子が親を思いやる情も、人の世を人の世たらしめる心の宝です。

親子の情愛について作家の向田邦子さんの話を紹介します。太平洋戦争末期、学童疎開に出た向田さんの妹に、父親は自分の宛名を書いたはがきをたくさん持たせて、「元気な時は、大きなマルを書いて毎日出すように」と言い付けました。初めは大きなマルが届きましたが、マルは次第に小さくなり、いつしかバツに変わりました。妹は疎開先で体調を崩し、やっと帰って来たとき、父親ははだしで玄関を飛び出し、思い切り抱きしめて嗚咽したそうです。

現在、全国で虐待や育児放棄など子育てをめぐる残念な事件も起きています。子どもたちを守り、育てることは親の義務であり社会の責務です。私たちも先達によって守られてきました。

子育てに模範解答はありません。人は自分が受けてきた愛情以上のものは表現できないといわれますが、理想の子育てであったかどうかは自分の子がその子(孫)を育てている姿を通して分かるということにつながっているようです。

どうか悩まないでください。市では、平成18年に子ども支援ネットワークを設立し、昨年10月には「こんにちは赤ちゃん訪問員」を発足させるなど、全力で相談体制を整えています。

11月20日(日)には、児童虐待防止講演会をイコス上尾で開催します。上尾市を、そして日本の将来を支えてくれる次世代に、健やかに育つことのできる世の中を贈るため、全力を傾注していきます。

「災害時における物資の供給に関する協定」を締結

⇒市民安全課(☎775-5140・FAX775-9927)

9月14日に「災害時における物資の供給に関する協定」を株式会社アスコ、日本全薬工業株式会社の2社と締結しました。これは、災害時の動物救護時に獣医療薬品の不足により犠牲になった動物がいることを踏まえたものです。活動は、一般社団法人上尾伊奈獣医師協会の協力により行われます。

同協定では、市内で災害が発生し獣医師による救護活動が行われる場合に、動物救護活動の早期安定のため、薬剤などの物資供給が速やかにできるよう定めています。これにより、避難所での動物救護活動がさらに強化されます。



⑤株式会社アスコ、一般社団法人上尾伊奈獣医師協会の各代表者と島村市長
⑥日本全薬工業株式会社、一般社団法人上尾伊奈獣医師協会の各代表者と島村市長

“がんばろう日本!” 2011あげおイルミネーション

⇒市観光協会(☎775-5917・FAX775-5024)

上尾の「冬の風物詩」あげおイルミネーションをお楽しみください。ことしは上尾駅東口デッキに新しいイルミネーションを飾ります。

▶とき 11月19日(土)～12月31日(土)

▶時間 午後5～10時

▶ところ JR上尾駅東・西口歩行者用デッキ上・自由通路、JR北上尾駅東・西口駅前広場

※11月19日午後5時30分からJR上尾駅自由通路で点灯式を行います。



昨年のあげおイルミネーション



上尾市議会議員一般選挙

投・開票日は 12月4日(日)

(投票時間 午前7時～午後8時)

⇒選挙管理委員会事務局 TEL775-9689
FAX775-9819

任期満了に伴う上尾市議会議員一般選挙は11月27日(日)に告示され、12月4日(日)に投票が行われます。この選挙は私たちの豊かな郷土・上尾を築くための代表者を選ぶ大事な選挙です。有権者の皆さん一人一人が、大切な一票を無駄にすることのないように投票しましょう。なお市議会議員の定数は30人です。

投票できる人

上尾市議会議員一般選挙に投票できる人は、選挙人名簿に登録されており、次の要件に当てはまる人です。

- ▼年齢 平成3年12月5日までに生まれた満20歳以上
- ▼住所 平成23年8月26日までに上尾市へ転入の届け出をし、引き続き市内に住所があり、住民基本台帳に記載されている

注意

平成23年8月27日以降に他市区町村から上尾市へ転入の届け出をした人は、選挙人名簿に登録されていないため、今回の選挙は投票できません。投票前に上尾市から転出する人も投票できません。

期日前(不在者)投票

投票日の当日、仕事などで投票できない人のために

上尾市の選挙人名簿に登録されて

いる人で、次のような人は投票日の前日まで期日前(不在者)投票ができます(左表参照)。

- 仕事や冠婚葬祭などの予定がある
- レジャーや買い物などで投票日の当日に投票区内にいない
- 病気、けが、妊娠などの理由で歩くことが困難

▼期間 告示日の翌日(11月28日(月))から投票日の前日(12月3日(土))

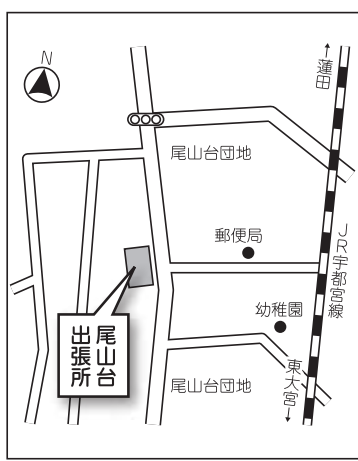
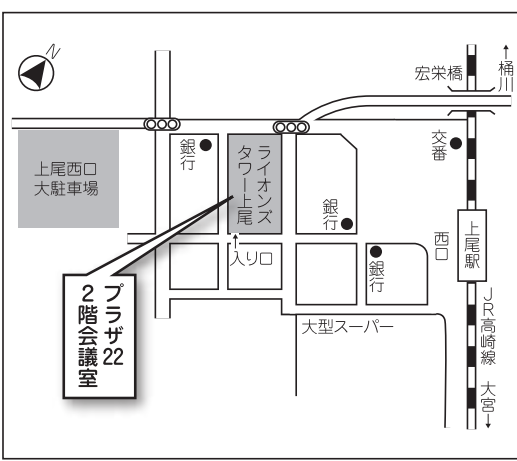
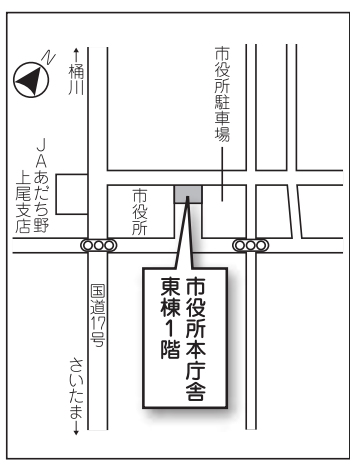
期日前(不在者)投票所

会場	投票時間
市役所本庁舎 東棟1階	午前8時30分～ 午後8時
プラザ22 2階会議室	午前9時30分～ 午後8時
尾山台出張所	午前9時30分～ 午後5時

※投票所入場券(届いている場合)をお持ちください。

※プラザ22へ車で来場する時は、上尾西口大駐車場(案内図参照)を1時間まで無料で利用できます。駐車券を投票所係員に提示してください。

※尾山台出張所は、投票専用駐車場がありませんので注意してください。



期日前(不在者)投票所案内図



△不在者投票▽

●出張先など滞在地で

仕事先や旅行先など滞在先の市区町村選挙管理委員会が不在者投票をすることもできます。事前の手続きが必要ですので、市選挙管理委員会事務局へ早めに問い合わせてください。

●病院などで

不在者投票施設として都道府県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している人は、施設内で投票できます。詳しくは施設に早めに確認してください。



代理・点字・郵便投票

↳身体が不自由な人のために↳

身体が不自由な人のために、次のような投票方法がありますので、利用してください。

■代理投票

身体の不自由な人や、自分で字を書くことのできない人は、投票所の係員に申し出てください。係員が代わって書きます。係員は投票内容を絶対に他人に話してはいけないことになっていますので、安心してください。

■点字投票

目の不自由な人のために点字器と点字用投票用紙を用意してあります。投票所の係員に申し出てください。

■郵便投票

郵便投票制度を利用できる人は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人または介護保険の被保険者証に要介護状態区分5と記載されている人で、歩行が困難であるなど身体に重度の障害があり、投票所へ行くことができない人です。事前に市選挙管理委員会へ申請し、郵便等投票証明書の交付を受けてください。

また身体障害者手帳・戦傷病者手帳の記載内容によっては郵便等投票証明書の交付が受けられないことがあります。詳しくは市選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。

投票所入場券は11月下旬に郵送

選挙人名簿に登録されている人には、11月下旬に投票所入場券を郵送します。

投票所入場券は、今回から4人連

記式の「圧着式はがき」に変わります。はがきを開いて1枚ずつ切り離し、名前を確かめてから、投票所に行く時にお持ちください。入場券が見当たらない場合でも、本人確認をして投票できます。投票所の係員に申し出てください。

お願い

投票日当日の各投票所へは、特別な事情のない限り、自動車での来場を控えてください。ご協力をお願いします。

選挙公報は新聞折り込みで

候補者の氏名・写真・政策などを掲載した選挙公報を、投票日の前日までに新聞折り込みで配布します。投票の参考にしてください。

折り込みを予定している新聞は、読売・朝日・毎日・東京・日本経済・産経・埼玉新聞の各朝刊です。これらの新聞を購読していない場合や折り込み漏れなどで配布されなかった場合は、市役所1階総合案内、各支所・出張所、市内の駅・郵便局などに備えてありますので、利用してください。

※市選挙管理委員会で作成した『選挙のお知らせ』を新聞折り込みで11月上旬に配布する予定です。

開票は即日、県立武道館で

今回の上尾市議会議員一般選挙は、次のように即日開票されます。

▼とき 12月4日(日)午後9時～

▼ところ 県立武道館

投票・開票速報を市ホームページやメールマガジンでもお知らせします。

第8投票区
投票所が変わります

富士見小学校を投票所としていた第8投票区は、今回から期日前投票所として使用しているプラザ22(6ページ案内図参照)に変更になります。

第9投票区の投票所は、今までどおり富士見小学校です。入場券をよく確認し、間違えないよう注意してください。

上尾市長選挙

投・開票日は 2月5日(日)

任期満了に伴う上尾市長選挙の選挙期日などが決まりましたので、お知らせします。

■選挙期日

平成24年2月5日(日)

■告示日

平成24年1月29日(日)

■立候補予定者説明会

▼とき 12月26日(月)

午後1時30分～

▼ところ 市役所7階大会議室



平成24年1月1日から

全国瞬時警報システム

J-ALERT (ジェイアラート)の運用を開始します

⇒市民安全課 (☎775-5140・FAX775-9927)

● J-ALERT(ジェイアラート)とは？

緊急地震速報や有事関連情報などの対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、人工衛星で国から市に瞬時に伝達し、市の防災行政無線から即座に放送することにより、皆さんに注意を呼び掛けるシステムです。限られた時間の中で避難行動などをとることで、被害を最小限にとどめることを目的としています。

防災行政無線からの放送はシステムにより自動で行われるため、24時間いつでも放送されます。



●このような内容が放送されます

下表のそれぞれの放送内容を3回繰り返した後、「こちらは防災あげおです」が流れ放送が終了します。受信情報の他、東海地震・火山情報も放送します。

受信情報	警報音など	放送内容
緊急地震速報(※1) 【震度5弱以上】	NHKチャイム音 (※2)	「緊急地震速報。大地震(おおじしん)です。大地震です。」
弾道ミサイル	有事サイレン(※3) 【14秒】	「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。当地域に着弾する可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
航空攻撃		「航空攻撃情報。航空攻撃情報。当地域に航空攻撃の可能性あります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
ゲリラ・特殊部隊攻撃		「ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。当地域にゲリラ攻撃の可能性あります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
大規模テロ		「大規模テロ情報。大規模テロ情報。当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」

※1 地震による強い揺れを事前にお知らせしますが、震源が近い時などは放送が間に合わないことがあります。

※2 NHKチャイム音は、NHKの緊急地震速報のサイト(<http://www.nhk.or.jp/bousai/>)で試聴できます。

※3 有事サイレン音は、内閣官房の国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminhogo.go.jp/>)で試聴できます。

●放送が流れた場合

①緊急地震速報のとき

地震が来る数秒前の放送のため、直ちに身の安全を確保して、危険な場所から遠ざかってください。

②有事関連情報のとき

屋内に避難し、テレビやラジオから詳しい情報を得るとともに、市からの情報に注意し落ち着いて行動してください。

●訂正放送

J-ALERTは、消防庁が送信した情報を受信し、自動で市の防災行政無線を起動させて放送するため、誤報などの可能性もありますが、その場合には訂正放送をします。



11月は上尾市教育月間です！

～「夢・感動教育 あげお」の実現を目指して～

⇒指導課 (☎775-9672・FAX775-5633)

市教育委員会では、教育に対する関心と理解を一層深めるとともに、学校・家庭・地域の連携による教育の充実のため、11月を「上尾市教育月間」として取り組んでいます。各学校では、教育月間に合わせて授業や行事の公開を行っています。

教育月間の取り組み

※写真は昨年のもです。

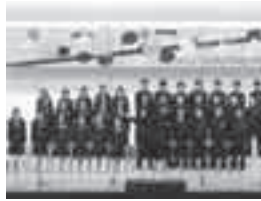
小学校と幼稚園・保育園の交流



P T A と地域の人が作る祭り



歌声響く合唱祭



夢や希望を育む講演会



あふれる歌声音楽会



学校・家庭・地域の連携で夢・感動教育を推進

各学校では、保護者や地域の皆さんと連携を深め、児童・生徒が夢と感動を味わうことのできる取り組みを計画し、公開しています。

児童会と生徒会の交流



各学校の主な取り組み

※詳しい内容や時間は、各学校にお問い合わせください。

学校名	実施(公開)期日	公開内容	学校名	実施(公開)期日	公開内容	学校名	実施(公開)期日	公開内容
上尾小 ☎771-0067	1日(火)	敬老参観・給食	大石南小 ☎726-2655	1日(火)	学校公開	上尾中 ☎771-0129	1日(火)・2日(水)	学校公開
	1日(火)・2日(水)	学校公開・作品展		2日(水)	音楽の広場		4日(金)	合唱祭
中央小 ☎725-0256	1日(火)	4・5年音楽会	平方東小 ☎725-2623	4日(金)	一日学校公開手作り集会	太平中 ☎725-2026	1日(火)・2日(水)	学校公開
	5日(土)	学校公開	30日(水)	持久走大会	4日(金)・5日(土)		合唱祭・太平祭・PTAバザー	
大谷小 ☎781-0120	1日(火)	学校公開	原市南小 ☎722-2100	1日(火)	学校公開	大石中 ☎772-2660	1日(火)	学校公開
	25日(金)	校内マラソン大会		校内音楽会	2日(水)		合唱祭	
平方小 ☎725-2070	1日(火)	チャレンジ集会	鴨川小 ☎775-6562	1日(火)・2日(水)	音楽の広場	原市中 ☎721-0636	1日(火)～11日(金)	学校公開月間
	12日(土)	学校公開・キッズフェスタ		校内マラソン大会	4日(金)		合唱祭	
大石小 ☎781-0342	1日(火)・5日(土)	学校公開	芝川小 ☎773-2560	1日(火)	学校公開	上平中 ☎771-1555	1日(火)	学校公開
	29日(火)	持久走大会	5日(土)	校内音楽会	19日(土)		秋の交流祭	
原市小 ☎721-1536	1日(火)	学校公開	瓦葺小 ☎721-4618	1日(火)	学校公開	西中 ☎781-1541	平成24年2月まで	西中ふれあい参観
	18日(金)	全校一斉公開道徳授業	2日(水)	学校公開	5日(土)		学校公開・校内音楽会	
上平小 ☎771-1751	1日(火)	学校公開・校内音楽会	今泉小 ☎781-4318	1日(火)	学校公開	東中 ☎775-6566	1日(火)	授業公開
	15日(火)～18日(金)	校内音楽会	12日(土)	学校公開	5日(土)		くすのき祭	
富士見小 ☎771-0505	1日(火)	学校公開・校内作品展	西小 ☎781-6567	1日(火)・2日(水)	学校公開日フリー参観	大石南中 ☎726-0511	1日(火)・2日(水)	学校公開週間
	4日(金)・5日(土)	教育活動報告会	4日(金)	校内音楽会	4日(金)・7日(月)		学校地域ボランティア等発表会・収穫祭	
尾山台小 ☎721-3400	1日(火)・2日(水)	学校公開週間	東町小 ☎775-6569	1日(火)	非行防止教室	瓦葺中 ☎722-2101	1日(火)・2日(水)	学校公開
	4日(金)・5日(土)	校内音楽発表会	29日(火)	委嘱研究発表会	4日(金)		学校課題研究発表	
東小 ☎773-2490	5日(土)	校内音楽発表会	平方北小 ☎726-2120	1日(火)	学校公開	南中 ☎781-2299	1日(火)・5日(土)	学校公開週間
	16日(水)	持久走大会	6日(水)	学校公開日・校内音楽会	5日(土)		土曜授業参観	
	30日(水)	尾山台まつり	大石北小 ☎775-4428	1日(火)	校内マラソン大会	10日(木)	校内合唱祭	
			上平北小 ☎775-4427	1日(火)	学校公開	大谷中 ☎781-9080	1日(火)～10日(水)	学校公開週間
			25日(金)	校内マラソン大会	5日(土)		授業参観・校内合唱祭	
			平方幼稚園 ☎725-2008	4日(金)	幼稚園公開		ふれあい講演会	
				12日(土)	キッズフェスタ			



第12回

あげおヒューマンライツミーティング21

⇒人権推進課(☎775-5117・☎775-9819)

12月4日(日)～10日(土)の人権週間には、全国各地で啓発事業などさまざまな行事が取り組まれます。市でも、市内で活動する人権グループが企画・運営する交流事業など、多彩な催しで構成する人権の集い「第12回あげおヒューマンライツミーティング21」を開催します。

人権が尊重される社会を築くため、市民の活動や交流の中から、子ども・障害者・外国籍市民・同和問題などの人権課題を身近に考える動きが広がっています。差別や偏見をなくし、人に優しい街づくりを進めましょう。

▶とき 12月10日(土)正午～午後4時30分

▶ところ コミュニティセンター

▶内容 ホール／「ムーミン谷のコンサート」、

人権標語・作文表彰式、薄井篤子さん(写真)の講演「人権の視点から震災支援を考える」とパネルディスカッション(コーディネーター/渡邊寛さん<評論家・NPO法人彩の子ネットワーク理事>)、パネリスト/鈴木玲子さん(NPO法人彩の子ネットワーク代表理事)・山辺泰史さん(市社会福祉協議会職員) **ロビー**／人権啓発資料展・障害者授産施設製品販売コーナーなど **集会室他**／人権グループの紹介・交流(下表参照)

▶入場料 無料

※当日は手話通訳と1歳～就学前の児童が対象の保育(有料)があります。保育を希望する人は12月8日(木)までに直接または電話で人権推進課へ申し込んでください。

団体名	内容	会場	時間
AGA(市国際交流協会)	「もし世界が100人の村だったら」～世界の人権について考える～	集会室1	午後1時10分～2時20分
彩の子ネットワーク	乳幼児の母親たちが、子育ての中から発見したことから始まる、母親発の赤ちゃん学の事始めセミナー	集会室2	
もり杜の家	活動紹介と体験発表「ピアサポート」	集会室3	
市女性団体協議会	「女性が輝いて自分らしく生きるために～男女共同参画社会基本法から考える」	集会室4	
たんぼぼ	ミニコンサートと展示「ハートからハートへ 天使からの贈り物 2011～マリンバ・プロムナース クリスマスコンサート～」	視聴覚室	
部落解放同盟	展示とビデオ上映「部落差別の現実から学ぶ パート9～狭山事件を知っていますか?～」	ロビー	
認知症キャラバンメイト	展示とビデオ上映「正しく知ろう認知症～認知症の人やその家族の気持ちを理解しよう」	アトリエ	
がらがらどん	ミュージカルと音楽遊び「むかし」～昔話をベースにしたミュージカル～	音楽室	正午～午後1時 午後2時30分～3時 午後3時～4時30分
ムーミンの会	コンサートと交流「心が癒やされるひとときを!～身近な曲をクラシックの調べて楽しみましょう」	ホール	
	人権標語・作文表彰式		
	人権講演会 「人権の視点から震災支援を考える」		



【プロフィール】
うすい・あつこ

東京理科大学などの非常勤講師、県男女共同参画審議会委員、県地域防災計画見直しに係るワーキンググループメンバー、県男女共同参画アドバイザー連絡会会長、震災支援ネットワーク埼玉(SSN)メンバーなどを務める。

の答申がされました。

人権擁護委員の候補者の推薦

人権擁護委員の候補者に、松澤美智子氏を推薦することに異議なき旨の答申がされました。

教育委員会委員の任命

教育委員会委員に、本田直子氏を任命することが同意されました。

固定資産評価審査委員会委員の選任

固定資産評価審査委員会委員に、演野秀彦氏と今村公宜氏を選任することが同意されました。

このうち市長提出の議案では、平成22年度決算認定の8議案が決算特別委員会に継続審査案件として付託され、残りの17議案と諮問1件は全て原案どおり可決、承認、同意または答申されました。

9月定例市議会 補正予算案
などを可決・承認・同意・答申

庶務課 ☎775-4963
☎775-9819

9月定例市議会は、8月30日～9月16日の18日間の会期で開かれ、被災地復興支援事業などの一般会計の補正予算、上尾市税条例の一部を改正する条例の制定などの議案が審議されました。



上尾・桶川・伊奈暴力排除地域安全大会

⇒市民安全課(☎775-5140・FAX775-9927)

上尾地区暴力排除推進協議会と上尾地方防犯協会では、上尾・桶川・伊奈暴力排除地域安全大会を開催します。同協議会と同協会は上尾市、桶川市、伊奈町、上尾警察署の関係団体と共に、住民が暴力のない安全で安心して生活できる地域社会の実現を目指して活動しています。

- ▶とき 11月5日(土)午後1時30分～4時
- ▶ところ 文化センター大ホール
- ▶内容 ①式典②江戸家猫八さん(写真)の講演「芸も生きがい、人生も生きがい」
- ▶定員 1,050人(先着順)
- ▶入場料 無料
- ▶申し込み 当日、直接会場へ

【プロフィール】

えどや・ねこはち

1949年東京都生まれ。72年落語協会に加入、寄席に出演。81年放送演芸大賞を受賞し、09年4代目猫八を襲名。これまで多くのテレビ、ラジオに出演し、現在は文化・健康・環境などをテーマに全国各地の講演会で活躍している。



平成24年 成人式

⇒生涯学習課(☎775-9490・FAX776-2250)

20歳の皆さん、成人おめでとうございます。大きく飛躍しようとしている皆さんをお祝いするため、次のとおり成人式を開催します。

▶対象 平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれで市内に在住している人 ※現在は在住

していなくても中学卒業時に市内に在住で、その後市外に転出した人や保護者が市内に在住している人は出席できます。

▶とき 平成24年1月8日(日) ※1月9日の成人の日ではありません。

▶ところ 文化センター大ホール

<第1回>

▶受付時間 午前10時～

▶式典 10時30分～11時20分

▶対象 上尾中、原市中、上平中、東中、瓦葺中の卒業生とJR高崎線より東側に在住の人

<第2回>

▶受付時間 午後0時15分～

▶式典 0時45分～1時35分

▶対象 太平中、大石中、西中、大石南中、南中、大谷中の卒業生とJR高崎線より西側に在住の人

※案内状は11月1日(火)現在の住民登録(外国籍市民を含む)を基に、12月上旬に郵送します。11月1日以降に市内に転入した人や前記の条件を満たす人は生涯学習課(市役所7階)に連絡してください。駐車場に限りがありますので、車の来場はご遠慮ください。



※写真は前回の物です。



11月12日(土)～25日(金)

女性に対する暴力をなくす運動



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

⇒男女共同参画課 ☎778-5111 ☎778-5112

11月25日(金)は国際連合で定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」です。それに合わせ内閣府では、平成13年に毎年11月12～25日の2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と決めました。

期間中パープル(紫)をシンボルカラーとする「パープルリボン運動」が全国展開されます。この運動を一つの機会と捉え、女性に対する暴力を考え、相手の気持ちを思いやり、互いを尊重し暴力のない社会をつくりましょう。

暴力を許さない社会の実現を目指して

夫婦や恋人などからの暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))、性犯罪、売買春、人身取引引き、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。被害者と加害者の関係を問わず、暴力を振るっていい理由はありません。しかし暴力が振るわれたり容認されたりする背景には、女性を男性より低く見る社会意識、性別による固定的な役割分担意識、社会の慣行や経済力の格差などがあります。

DVとは?

夫婦や恋人など親密な関係にある人・あった人からの暴力行為をいいます。

●暴力の種類

●暴力の種類
身体に対する暴力：殴る、蹴る、物を投げ付ける、突き飛ばす、刃物を振りかざすなど

を振りかざすなど

精神的暴力：「誰のおかげで生活できるんだ!」「役立たず!」などの暴言、交友関係や毎日の行動を細かく監視したり、何を言っても無視したりするなど

性的暴力：望まない性行為の強要、避妊に協力しないなど

経済的暴力：必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせて経済的に弱い立場に立たせるなど

●DVの実態

内閣府の調査では、女性の10・8割、男性の2・9割は、これまでに配偶者から身体的暴行・心理的攻撃・性的強要のいずれかを一つでも受けたことが「何度もあった」と答えています。また配偶者間での犯罪(殺人、傷害、暴行)被害者の92・4割が女性です(平成23年版「男女共同参画白書」)。

被害者である女性は、暴力を受け続けるうちに無気力を感じ自分を責め、誰にも相談できず被害は深刻化していきます。子どもがいる場合にも子どもへの直接の暴力がなくても、暴力を目撃しながら育った子どもは、心を深く傷つけられ、情緒不安定、無感動などの深刻な影響を受けるだけでなく、暴力を問題解決の方法として学んでしまう心配があります。子どもの面前で配偶者に暴力を振る

うことは「児童虐待」に当たります。

相談窓口

暴力を振るわれるのは、振るわれる側にも原因があると思っていませんか。身近な関係でも暴力は重大な人権侵害で許されるものではありません。一人で悩まず、まずは公共機関などに相談してください(各種相談37ページ参照)。

友人や家族は、被害者に対して、自分の価値観で論じたり、「我慢が足りない」と非難したりしないでください。また本人の承諾がない限り、聞いた話を他人に話さないでください。そして、被害者に専門の相談機関やDVの正確な情報を提供してください。

暴力の根絶に向けて

大切な人をDVの被害者や加害者にならないために、また自分自身の身を守るために、決して一部の人だけの問題にせず、日頃から「暴力は絶対許さない」という姿勢を示すことが必要です。

市では平成22年度末に策定した「第2次デュエットプラン21(上尾市男女共同参画計画)」で、配偶者などからの暴力の根絶と被害者の自立支援を計画の重点項目とし、施策を推進しています。



パート・アルバイトの

収入と税金

所得税の問い合わせ⇒上尾税務署(☎770-1800)

住民税の問い合わせ⇒市民税課(☎775-5131・FAX775-9846)

●給与収入に対する税

パートやアルバイトなどで得た収入は給与所得として所得税や住民税(市・県民税)の課税対象になります。税金の種類により算出方法が異なるので注意が必要です。

①**所得税** 所得税の計算は、パートやアルバイトの1年間(1月1日～12月31日)で得た収入から、給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた金額に、定められた税率を掛けて算出します。

【例】収入が給与収入のみで120万円、所得控除が基礎控除だけの場合

120万円(給与収入) - 65万円(給与所得控除) - 38万円(基礎控除) = **17万円(課税所得金額)**

17万円(課税所得金額) × 5% (税率) = **8,500円(所得税額)**

※給与所得控除額や税率は、金額により異なります。

②**住民税(市・県民税)** 住民税には均等割と所得割があります(表1参照)。

均等割 / 前年の合計所得金額が31万5千円(給与収入96万5千円)を超えると、**年額4千円**の均等割が課税されます(扶養親族がない場合)。

所得割 / 前年の総所得金額などが35万円(給与収入100万円)を超えると課税されます(扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合)。算出方法は、原則として所得税と同じですが、基礎控除33万円など**所得控除の額と税率が異なります**。

【例】収入が給与収入のみで120万円、扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合

120万円(給与収入) - 65万円(給与所得控除) - 33万円(基礎控除) = **22万円(課税所得金額)**

22万円(課税所得金額) × 10% (税率) - 2,500円(調整控除) = **1万9,500円(所得割)**

1万9,500円(所得割) + 4千円(均等割) = **2万3,500円(住民税額)**

※給与所得控除は金額により異なりますが、税率は一律10%です。

—— 調整控除とは ——

税源移譲によって生じる所得税と住民税の人的控除額(基礎控除・配偶者控除・扶養控除など)の差額による負担増を調整するための控除です。この控除額は、人的控除の内容や、課税所得金額により、金額が異なります。

—— ご注意ください ——

所得税と住民税(市・県民税)では、課税が発生する金額が異なります。収入が給与収入のみで、扶養

親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合、住民税は96万5千円を超えると課税対象になりますが、所得税は103万円を超えると課税対象になります。

●配偶者控除と配偶者特別控除

配偶者の所得に応じて、配偶者控除または配偶者特別控除が受けられる場合があります(表2参照)。

夫(妻)に所得があり、配偶者の収入が給与(パート・アルバイト)だけで、年間103万円以下なら配偶者控除38万円(住民税は33万円)、103万円を超えて141万円未満なら配偶者特別控除(金額は所得税・住民税とも収入により異なる)を所得控除として差し引くことができます。ただし夫(妻)の合計所得が1,000万円(年間給与収入で約1,231万円)を超える場合、配偶者特別控除は受けられません。

【表1】給与収入に対する住民税額速算表(扶養親族がなく、所得控除が基礎控除だけの場合)

給与収入 (万円)	給与所得 (万円)	平成24年度住民税額(円)		
		所得割額	均等割額	年税額
0～96.5	0～31.5	0	0	0
100	35	0	4,000 (年額)	4,000
103	38	2,500		6,500
110	45	9,500		13,500
115	50	14,500		18,500
120	55	19,500		23,500
125	60	24,500		28,500
130	65	29,500		33,500

※所得割額は給与所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額に10%の税率を掛け、さらに人的控除額の差(この場合は5万円)を調整するために5%分である2,500円を減額しています。

※人的控除額の差=基礎控除や扶養控除などの「人的控除」は、所得税と住民税では控除額に差があります。例えば基礎控除の場合、所得税の控除額は38万円ですが、住民税は33万円です。

【表2】パート収入に対する所得税の配偶者控除額、配偶者特別控除額

配偶者のパート収入	配偶者控除額	配偶者特別控除額
103万円以下	38(33)万円	—
103万円超105万円未満	—	38(33)万円
105万円以上110万円未満	—	36(33)万円
110万円以上115万円未満	—	31(31)万円
115万円以上120万円未満	—	26(26)万円
120万円以上125万円未満	—	21(21)万円
125万円以上130万円未満	—	16(16)万円
130万円以上135万円未満	—	11(11)万円
135万円以上140万円未満	—	6(6)万円
140万円以上141万円未満	—	3(3)万円
141万円以上	—	—

※()は住民税の控除額です。



平成24年4月の保育所入所 申し込み

保育課

☎775-5121
☎774-5342

平成24年4月入所の保育所申し込みの受け付けは12月1日(木)～15日(木)(4日、11日(日)を除く)です。

▼対象保育所 市立16カ所、私立13カ所の認可保育所(園)(表1参照)

▼入所基準 乳幼児の保護者が日中保育できない状況にあり、他の同居の家族もその乳幼児の保育に当たることができない次の①～⑤のような場合

- ①保護者が日中働いている
- ②母親が妊娠中か出産後間もない(出産予定月の3カ月前から出産月の3カ月後までの間)
- ③保護者が疾病や負傷または心身に障害がある
- ④保護者が常時病人や障害者(児)などの介護をしている
- ⑤火災や風水害、地震などの復旧作業をしている

※入所基準を基に、入所希望者の家庭状況や保育に欠ける状況を総合的に判断して入所を決定します。

▼申し込み 入所を希望する児童を同伴の上、次の①～④の書類①～③は保育課(市役所2階⑤番窓口)、各保育所(園)、各支所・出張所にある

と母子健康手帳を用意して、保育課へ
①保育所入所申請書
②家庭状況票
③保護者の勤務証明書(疾病の場合は医師の診断書)

④平成23年分の源泉徴収票または所得税の確定申告書の控え(所得税が非課税の場合は、平成23年度の住民税課税証明書または非課税証明書)を提出してください。

【表1】保育所(園)一覧

No.	保育所名	所在地	電話	対象年齢	定員(人)	特別保育
1	上尾保育所	本町 4-13-1	771-1556	生後57日以上	100	
2	原市保育所	原市 3533	721-0519	1歳6カ月以上	70	
3	西上尾第一保育所	小敷谷 845-1	725-1200	1歳6カ月以上	80	
4	原市団地保育所	原市 3336	721-2298	1歳6カ月以上	60	
5	上尾西保育所	春日 2-20-3	772-3544	生後57日以上	120	一時保育
6	西上尾第二保育所	小敷谷 77-1	726-0282	6カ月以上	105	
7	しらこぼと保育所	上 374-1	774-6310	1歳以上	80	
8	あたご保育所	愛宕 2-23-22	774-8079	6カ月以上	125	
9	かわらぶき保育所	瓦葺 2248	721-5858	生後57日以上	90	一時保育
10	大谷保育所	西宮下 4-380-3	775-2550	6カ月以上	90	
11	大石保育所	泉台 2-14-11	775-2553	1歳以上	60	
12	小敷谷保育所	小敷谷 723-1	726-2698	6カ月以上	90	
13	原市南保育所	原市 4166	722-3808	6カ月以上	70	
14	緑丘保育所	緑丘 2-3-19	773-9865	6カ月以上	80	
15	上平保育所	西門前 498-1	775-7047	6カ月以上	80	
16	畔吉保育所	畔吉 1319-1	725-5400	6カ月以上	80	
17	紅花保育園	久保 362-3	775-4451	6カ月以上	90	
18	さつき保育園	菅谷 43-1	775-8676	生後57日以上	90	一時保育
19	保育園アミ・クレイシュ	浅間台 1-18-30	777-0234	6カ月以上	60	一時保育・休日保育
20	白ばら学園こどもの家	小敷谷 1027-28	780-7222	3カ月以上	60	一時保育
21	向山保育園	向山 4-3-21	725-3350	4カ月以上	60	一時保育
22	すくすく保育園	小敷谷 77-1	783-7001	4カ月以上	90	一時保育
23	こどもの園 プラムハウス	西宮下 1-16-1	776-6771	4カ月以上	90	一時保育
24	ゆうゆうくじら保育園	原市 3870-1	721-3781	生後57日以上	90	病後児保育
25	カオルキッズランド中妻園	中妻 5-28-1	779-2258	生後57日以上	60	一時保育
26	ころぼっくる保育園	小泉 627-1	771-2701	生後57日以上	90	一時保育・病後児保育
27	ゆうゆうくじら第2保育園	原市 4004-1	722-6111	生後57日以上	60	一時保育
28	ころぼっくる第二保育園	上野567	783-1010	生後57日以上	48	
29	白ばら学園第2こどもの家	小泉 1-8-22	未定	3カ月以上	60	

※対象年齢は平成24年4月1日現在です。

※28 ころぼっくる第二保育園は平成24年度は4歳児までで、平成25年度以降に年齢拡充予定です。

※29 白ばら学園第2こどもの家は平成24年4月に開園予定です。

【表2】契約家庭保育室一覧

No.	保育室名	所在地	電話番号	契約定員(人)
1	たけうま保育所	小泉 35-3	781-0446	20
2	エンゼル愛児園	向山 4-6-18	725-0137	20
3	ぼっぼの家保育園	仲町 2-2-15	773-9431	13
4	ゆうゆう保育室	原市中 3-1-10 ランスビル	721-3732	54
5	自然食・ぼっかぼか森保育室	平塚 2444-263	774-6526	13
6	ろんぱーる一む	柏座 2-4-28 エリア赤熊 2階	776-5786	30
7	きらきら夢ランド上尾園	仲町 2-13-20	773-5834	30
8	あおぞら保育園	上尾下 888	775-0403	21
9	かたくり保育室	泉台 1-19-16	774-5926	8
10	バンビーナ上尾園	上町 1-4-19 安藤ビル1階	776-2110	19
11	バンビーナ北上尾園	原新町 5-9 イーアールビル1階	774-0211	16
12	ナーサリー de アンジェ西上尾ルーム	小敷谷 862-10	782-0810	10
13	ナーサリー de アンジェ北上尾ルーム	浅間台 1-7-6 ピックサードビル 1階	782-7357	26
14	ちびっこランド上尾園	春日 1-1-5 クレパールハイツ 105号	771-5577	14

入室へ直接問い合わせてください。

0～2歳児を対象に、保育所(園)入所要件に該当して入室している場合、市の保育料との差額(所得に応じて限度額あり)を助成しています。入室を希望する人は、各家庭保育室へ直接問い合わせてください。

家庭保育室の申し込み

29カ所の保育所(園)の他に、市で運営費の助成などを行い、家庭の雰囲気を取り入れて乳幼児の保育を行う契約家庭保育室が14カ所あります(表2参照)。



あげおア・ラ・カルト

9・10月 写真でつづる市内の出来事



平方地区敬老会(9月19日、平方小学校)



児童館こどもの城開館5周年・来場者100万人達成記念式典
(10月1日、児童館こどもの城)



林家たい平さん(写真左)・春風亭昇太さん(写真右)による落語
二人会(10月1日、文化センター)



あげおワールドフェア2011(10月10日、文化センター)



第53回市民体育祭(10月9日、県上尾運動公園陸上競技場)



埼玉サイクリングフェスティバル(10月16日、荒川沿い)